（砂防管理室及び地震・火山砂防室並びに砂防計画調整官及び土砂災害防止技術調整官）

第六十三条　砂防計画課に、砂防管理室及び地震・火山砂防室並びに砂防計画調整官及び土砂災害防止技術調整官それぞれ一人を置く。

2～6　（略）

7　土砂災害防止技術調整官は、命を受けて、砂防並びに地すべり、ぼた山及び急傾斜地の崩壊並びに雪崩による災害の防止に関する技術に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

（土砂災害対策室及び海岸室並びに総合土砂企画官及び海洋開発企画官）

第六十四条　保全課に、土砂災害対策室及び海岸室並びに総合土砂企画官及び海洋開発企画官それぞれ一人を置く。

2　土砂災害対策室は、砂防工事並びに地すべり、ぼた山及び急傾斜地の崩壊並びに雪崩による災害の防止工事に関する事務のうち、災害への対応に関する事務をつかさどる。

3　土砂災害対策室に、室長を置く。

4・5　（略）

（削る）

6　（略）

7　海洋開発企画官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務（社会資本の整備に関連するもの（交通に関連するものを除く。）に限る。）に関し、海洋開発に関する事業に係る特定事項についての企画及び立案に関する事務をつかさどる。

（砂防管理室及び地震・火山砂防室並びに砂防計画調整官）

第六十三条　砂防計画課に、砂防管理室及び地震・火山砂防室並びに砂防計画調整官一人を置く。

2～6　（略）

（新設）

（海岸室並びに保全調整官、総合土砂企画官及び海洋開発官）

第六十四条　保全課に、海岸室並びに保全調整官、総合土砂企画官及び海洋開発官それぞれ一人を置く。

（新設）

（新設）

2・3　（略）

4　保全調整官は、命を受けて、砂防工事並びに地すべり、ぼた山及び急傾斜地の崩壊による災害の防止工事の円滑な施行の確保に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関する事務（総合土砂企画官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

5　（略）

6　海洋開発官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務（社会資本の整備に関連するもの（交通に関連するものを除く。）に限る。）に関し、海洋開発に係る特定事項についての企画及び立案に関する事務をつかさどる。

（車両通行対策室及び高度道路交通システム推進室並びに特殊車両調整官）

第六十七条　道路交通管理課に、車両通行対策室及び高度道路交通システム推進室並びに特殊車両調整官一人を置く。

2～5　（略）

6　特殊車両調整官は、命を受けて、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十七条の二第一項に規定する限度超過車両の通行の適正化に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

（住生活サービス産業振興官及び住宅活用・国際調整官）

第七十五条　住宅政策課に、住生活サービス産業振興官及び住宅活用・国際調整官それぞれ一人を置く。

2　（略）

3　住宅活用・国際調整官は、命を受けて、住宅政策課の所掌事務のうち住宅の活用及び国際関係事務に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

（国際協力室及び海外プロジェクト推進官）

第八十三条　国際課に、国際協力室及び海外プロジェクト推進官一人を置く。

2・3　（略）

4　海外プロジェクト推進官は、命を受けて、鉄道局の所掌に属する国際関係事務で海外におけるプロジェクトに係る我が国事業者の事業活動の推進に係るものに関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

（技術開発室及び車両工業企画室並びに技術基準管理官）

第八十四条　技術企画課に、技術開発室及び車両工業企画室並びに技術基準管理官一人を置く。

（車両通行対策室及び高度道路交通システム推進室）

第六十七条　道路交通管理課に、車両通行対策室及び高度道路交通システム推進室を置く。

2～5　（略）

（新設）

（住生活サービス産業振興官及び住宅国際対策官）

第七十五条　住宅政策課に、住生活サービス産業振興官及び住宅国際対策官それぞれ一人を置く。

2　（略）

3　住宅国際対策官は、命を受けて、住宅政策課の所掌事務のうち国際関係事務に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

（国際協力室及び知的財産対策企画調整官）

第八十三条　国際課に、国際協力室及び知的財産対策企画調整官一人を置く。

2・3　（略）

4　知的財産対策企画調整官は、鉄道等の用に供する車両、信号保安装置その他の陸運機器（これらの部品を含む。以下「陸運機器等」という。）の製造、販売及び修理に関する事業における知的財産の保護及び活用に関する対策（当該事業の海外事業活動に係るものに限る。）の企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

（技術開発室及び車両工業企画室並びに技術基準管理官）

第八十四条　技術企画課に、技術開発室及び車両工業企画室並びに技術基準管理官一人を置く。